

2015年10月19日承認

イラン日本経営協議会 委員会運営細則

(委員会の設置)

第1条 JBAIは、その目的を達成するため、必要に応じて、理事会の承認をもって委員会を設けることができる。

(正副委員長、幹事、委員)

- 第2条 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、会員の中から会頭が推薦し、理事会の承認を得て会頭が委嘱する。
 3. 委員会に副委員長及び幹事を若干名置くことができる。
 4. 副委員長及び幹事は委員長が任命する。

(任期)

- 第3条 正副委員長、幹事、委員及び顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 委員長が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する委員長が所属する法人会員の所属者が引き継ぐものとする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

- 第4条 委員長は委員会を代表し、会務を統括するとともに委員会の会議を招集し、その議長となる。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事は正副委員長を補佐して委員会の庶務を処理する。

(決議)

第5条 委員会の決議は理事会の承認を得て、JBAIの決議とすることができる。

(委員会報告)

第6条 委員会及び小委員会を開催したとき、委員長はその旨を理事会に報告しなければならない。

(解散)

第7条 委員会は理事会の議決をもって解散する。

以上